

# 久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

## 令和4年度税制改正について

☆ 今年も一年間ありがとうございました。  
12月28日(火)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(水)より営業いたしますので、何卒よろしくお願いたします。

本年12月10日に令和4年度の税制改正大綱が発表されました。前年同様、大きな目玉となる改正はありませんでしたが、昨今騒がれていた相続税・贈与税の改正についての補足説明も合わせて改正事項を紹介させていただきます。

**1. 噂されていた相続税、贈与税の改正について**  
今年、一部メディアや雑誌では、「生前贈与による相続税の節税が封じられる」、「生前贈与の加算期間が3年から10年等に延長される」、「贈与税がなくなって相続税に一本化される」等の記事が巷を賑わしており、何人かのお客様にもご質問を頂きました。**結論としては、来年度の改正はありませんでした。**しかし、近い将来の相続・贈与の改正に向けて「本格的な検討を進める」と明言されています。

令和5年度以降の改正で変更が検討されそうな事項としては、以下のようなものがあります。

### ① 「生前贈与の3年内加算のルールの変更」

現状の相続税計算では、亡くなる前3年内の相続人への贈与については相続財産に加算することになっています。

これは亡くなる直前に駆け込みで贈与することによる節税を防ぐためのルールですが、この期間が現行の3年間から10年間程度に延長されるのではないかとされており。

### ② 「年間110万円以上の贈与をしても贈与税を

課税しない」

生前贈与を加算する期間は長くする代わりに、年間110万円以上の贈与をしても贈与税を課税しない、という仕組みにすることも可能性が高いとされています。ただし、贈与税申告そのものを無くしてしまうと、税務署が国民の贈与状況を把握することができなくなるため納税はないが、申告義務はありという形になるのではないかと推測されております。

以上、簡単な説明となりましたが、そもそも上記のような法改正が検討されている理由としては、国が将来的に相続税と贈与税の一体化を考えており、

「相続でも贈与でも最終的に負担させる税額を同じにするから、高齢世代がもつ財産を、早く若者世代に贈与して、景気を活性化させる」というのが狙いです。

今後も改正についてのニュース等があった際は、逐次顧問先の皆様に発信していきます。

### 2. 電子帳簿保存法の改正施行が2年間延期に

先日より弊所からも案内しておりましたが、電子帳簿保存法の適用が2年間見送られることが発表されました。電子帳簿保存法の詳細については、以前発行したFAXニュースでも取り上げておりますので今回は割愛させていただきますが、移行準備が整わない事業者への配慮として、**2023年(令和5年)12月31日までの2年間は一定の要件下で引き続き電子取引を紙で保存することができるように経過措置を講ずるとのこと**です。

これによりしばらくの間は現行法のまま、電子データの出力書面を適切に保存すれば問題はないということになりました。

### 3. 住宅取得資金贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、令和5年の12月31日まで2年間延長されることが決定しました。ただし一部改正があり、令和4年1月以降の贈与についての変更点は以下の通りです。

- ① 受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下げ。
- ② 非課税限度額の引き下げ(住宅用家屋の区分による)

良質な住宅用家屋

現行1,500万円→1,000万円

上記以外の住宅用家屋

現行1,000万円→500万円

お子様、お孫様等が自宅を建てられる場合で、資金贈与をご検討されることがあれば、是非事前に相談頂ければと思います。

### 4. 賃上げ促進税制(中小企業における所得拡大促進税制)

従業員の給与支給額が前期と比較して一定以上増加した場合に、法人税の税額控除が受けられる制度です。今回の改正で、令和4年4月以降開始する事業年度につき適用条件、最大控除率の変更がありました。

適用を受ける年度の給与支給額が前年度の給与支給額より1.5%以上増加していた場合に、給与増加額の15%の税額控除が受けられる点に変更はありませんが、上乘せ加算の要件が今までと比べると緩和されております。

- ① 適用を受ける年度の給与支給額が前年度の給与支給額より2.5%以上増加していた場合 上記15%にプラスして15%加算。
- ② 適用年度の教育訓練費が前年度の教育訓練費の額より10%以上増加した場合にはさらに10%加算。

合わせて最大で40%の控除率となります。(これまで最大で25%の控除率)ちなみにこの税制は中小企業のみが対象となります。

### 5. 賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除)

4で説明させて頂いた税制は中小企業のみが対象だったのに対し、こちらは大企業でも適用可能なものになります。

ただし中小企業よりは適用となる条件が厳しく、継続雇用者給与等支給額が前年度の継続雇用者給与支給額より3%以上増加していた場合に、給与増加額の15%の税額控除が受けられる制度になります。(継続雇用者とは当期及び前期の全期間の各月に給与の支給がある従業員をいいます。)

またこちらについても上乘せ措置があり、

- ① 適用を受ける年度の継続雇用者等給与支給額が前年度の継続雇用者等給与支給額より4%以上増加していた場合、上記15%にプラスして10%加算。
- ② 適用年度の教育訓練費が前年度の教育訓練費の額より20%以上増加した場合にはさらに5%加算。

合わせて、最大で30%の控除率となります。この賃上げ税制は政府が最も力を入れたところでもあります、その効果は未知数と言えます。しかし、業績の良い企業にはありがたい制度なので、久納会計としても決算の際には、適用可能かどうか必ず検証していきます。

### 6. 事業承継税制は期限延長無し

今回の税制大綱の中で、令和9年12月に期限を迎える事業承継税制の特例については、限定的措置であるので、延長は行わないと明言されました。

今回、令和4年度税制改正について駆け足でいくつか紹介させて頂きましたが、他にも住宅ローン控除の期間延長及び控除額の引き下げなど、今回取り上げられてない改正内容もあります。疑問・質問については是非、久納会計の各担当者までお問い合わせください。

以上